

E*shotテニススクール規約

(名称)

第1条 本テニススクールは、E*ショットテニススクール（以下「スクール」という。）と称します。

(開催地)

第2条 スクールの開催地は、北海道虻田郡ニセコ町、留寿都村又はスクールが指定した地域とします。

(運営・管理)

第3条 スクールの管理及び運営は、Health Aid Rusutsu（以下「当事業所」という。）が行います。

(目的)

第4条 スクールは、会員の利用を通じて、心身の健康の維持・増進を図るとともに会員相互の健全なコミュニティを築くことを目的とします。

(会員制度)

第5条 スクールは、会員制とします。

2 スクールの会員（以下「会員」という。）は、本規約及び本規約に付随してスクールが定める利用規定（以下「諸規定」という。）に同意し、所定の手続きが完了した方とします。

3 スクールに入会される方は、スクールが指定する会員登録申込書等の各種申請書に正確な情報を記載し、スクールに提出するものとします。また、書面に限らず、WEBにより手続きを行うことができるものとします。

(会員資格)

第6条 会員は、次の各号を全て満たす方とします。

- (1) 本規約及び諸規定に同意した方
- (2) 入会される方が未成年者の場合は、親権者が本規約及び諸規定に同意された方
- (3) 健康な方（医師等により運動を禁じられていない方）
- (4) 妊娠中でない方
- (5) 暴力団等の反社会的勢力との関与がない方、それに類似する団体に関係がない方
- (6) スクールが会員として相応しいと認めた方

2 スクールは、次の各号に該当する方又はその疑いのある方の入会を拒否することができるものとします。

- (1) 目に付く刺青・タトゥーがある方
- (2) 過去に、本規約及び諸規定を遵守しなかった方又は当事業所が運営するスクール及びスクール会員に対し、第21条に規定する行為やこれに類する迷惑行為を行った方（精神疾患による行為の場合も含む。）

- (3) 当事業所又は他の会員との紛争が解決しておらず、スクールを利用することが不当であると当事業所が判断した方
- (4) 過去に当事業所が運営するスクールから除名処分を受けていた方
- (5) 過去にスポーツクラブ等、会員制の団体より会員資格の停止、又は除名等の処分を受けた方

3 事後的に、前項の入会拒否事由に該当することが判明した場合には、退会を命じ、既に受領した入会金、受講料等は返金しないものとします。

(会員番号の発行)

第7条 スクールは、会員に対して会員番号を発行し、登録の上、出席の管理をします。

2 会員は、スクールの利用に際し、所定の方法にて出席の手続きを行うものとします。

3 スクールより付与された会員番号は、本人のみが使用できるものとし、本人以外の者は使用できないものとします。

(諸手続き)

第8条 会員が会員登録申込書等に記載した内容に変更があった場合は、速やかに変更手続きをするものとします。

2 スクールから会員宛に通知・案内等をする場合は、スクールに届け出のあった最新の連絡先に行うものとし、通知の未達等について以後の責を負わないものとします。

(諸規定の遵守)

第9条 会員は、本規約及び諸規定を遵守するものとします。

(スクール期)

第10条 スクールは、1期6か月(5月~10月)を1単位(以下「スクール期」という。)とします。

(入会金、受講料)

第11条 会員は、入会時に入会金を支払うものとし、スクールはいかなる理由においても返金しないものとします。ただし、スクールの都合により入会金を免除する場合があります。

2 退会后1年間(4期間)以内に再度入会する場合は、入会金を免除するものとします。ただし、会員自身が妊娠・出産を理由に退会し、再度入会する場合に限り、2年間(8期間)以内まで免除対象期間を延長するものとします。

3 会員は、別に定める受講料を1か月毎に現金又はクレジットカード決済にて支払うものとし、クレジットカード決済は入会時に登録するものとします。ただし、カード決済ができない場合のみ現金にて支払うものとします。

4 支払い方法に変更が生じた場合は、速やかにスクールにて変更手続きを行うものとします。

5 受講料は、入会時に当該月分を支払い、1か月毎に継続して支払うものとします。

6 会員は、利用の有無にかかわらず、退会月までの受講料を支払うものとし、欠席した場合においても返金しないものとします。

(レッスン予約)

第12条 希望するレッスンを予約する場合は、スクールの指定する期間内に手続きを行うものとします。

- 2 予約の変更は、希望する変更先の定員に空きがある場合のみ変更できるものとします。
- 3 変更受付期間以外は、予約を変更することができないものとします。
- 4 受講料が異なるクラスへ予約を変更される場合であっても、差額は返金されないものとします。

(退会)

第13条 スクールは、自動継続を原則とし、退会手続きがなされない限り会員を継続するものとします。ただし、退会を希望する場合は、会員本人又は会員が未成年者である場合はその親権者が申し出て、所定の手続きを完了することにより退会できるものとします。

- 2 スクール期の途中で会員が退会を希望する場合は、WEB上で所定のキャンセル手続きを行うか、退会届を提出するものとします。
- 3 退会手続きが完了した場合は、翌月の受講料支払い日の前日をもって退会とします。
- 4 会員が死亡、行方不明、重度障害等を被り、退会の申し出が困難な場合には、会員の親権者又はこれに準ずる親族が会員に代わって退会手続きを行うことにより退会できるものとします。
- 5 受講料支払日までの月途中では、退会できないものとします。ただし、次の各号に掲げるやむを得ない理由により月途中で退会せざるを得ない場合は、所定の手続きを行うことで退会できるものとします。

- (1) 会員が死亡した場合
- (2) 会員が行方不明となった場合
- (3) 会員が病気、怪我等により、継続が困難と医師等が判断した場合
- (4) 会員が妊娠した場合
- (5) 会員又は同一世帯の転居により、会員が継続困難な住所に移転した場合
- (6) 会員の家族の看護又は介護により、継続が困難になった場合

6 受講料、利用料、商品の購入代金等の支払いが終了していない場合は、本条に定める退会届の提出までにその支払いを完済するものとします。

7 会員が受講料を3か月以上滞納した場合は、何らの通知催告を要せず退会とします。ただし、その債務については全額を支払わなくてはならないものとします。

(退会受付期間後の退会)

第14条 月途中で自己の都合により退会を希望する場合は、所定のキャンセル料を支払い、手続き完了後に退会することができるものとします。ただし、前条第5項のただし書きによる退会を除きます。

- 2 スクールが次月受講料の支払い手続きを完了した後に退会の手続きを行った場合は、次月受講料の口座振替が完了した後に次月受講料を返金します。ただし、会員にキャンセル料等の債務がある場合は、返金する受講料と相殺します。
- 3 キャンセル料は、次の各号のとおりとします。

- (1) 受講料支払日翌日～14日後まで 1か月分の受講料の10%
 - (2) 受講料支払日15日後～23日後まで 1か月分の受講料の30%
 - (3) 受講料支払日の24日後～31日後まで 翌月1か月分の受講料の50%
- (レッスンの受講)

第15条 会員は、1か月に定められた回数のレッスンを受講できるものとします。

(レッスンの振替受講)

第16条 受講予定を変更又は欠席する場合は、当該レッスンの開始2時間前までに申し出る（電話を含む。）又はインターネット予約システムで所定の手続きを行うことにより、別の日時に振り替えて受講（以下「振替受講」という。）できるものとします。

- 2 振替受講は、在籍期間中のみ利用できるものとします。振替受講期限は、1スクール期とし、振替受講期限を過ぎた場合は振替受講ができないものとします。ただし、1スクール期の最終1週間の欠席分に限り、次スクール期の開始から4週目の最終営業日まで振替受講できるものとします。
- 3 レッスン開始前に受講予定の変更、又は欠席の手続きを行わなかった場合は、振替受講したものとします。
- 4 振替受講は、会員各々に決められたレベルのクラスに限り受講できるものとします。ただし、振替受講希望クラスの定員枠に空きがある場合に限りです。
- 5 振替受講は、1スクール期内で定められた回数まで無料にて受講できるものとします。ただし、定められた回数を超えた振替受講は、超過料金を申し受けます。
- 6 変更又は欠席の手続きは、営業時間外、電話受付時間外、インターネット予約システムのメンテナンス時間には、受け付けできないものとします。

(未受講レッスンの家族譲渡)

第17条 会員の家族が同一スクールに在籍している場合に限り、会員自身の未受講レッスンを2親等以内の家族に譲渡して利用できるものとします。

(事故・感染症対応)

第18条 スクールの受講は、健康な方に限るものとし、会員の体調管理及びレッスンの受講の可否は自己責任とします。ただし、各種感染症等に罹患又はその疑いがある場合は、スクールは会員の利用を制限できるものとし、制限の対象・範囲・期間等は別途定めるものとします。

- 2 本規約及び諸規定、施設利用上の注意事項、施設運営管理者又は指導者の指示に従わずに生じた事故、自己責任の範囲に起因する事故、第三者に起因する事故について、スクールは責任を負わないものとします。また、会員は施設運営管理者及び指導者に一切の損害賠償等を行わないものとし、治療費等は自己負担とします。
- 3 レッスン中に事故が発生した場合は、応急処置を行います。処置等に関しては責任を負いかねます。

(損害保険)

第19条 スクールは、会員が被る傷害等を補償する損害保険に加入しており、スクールの施設及びサービスの瑕疵により利用中に生じた事故による傷害等に対し、当該保険の対象とされているものに限り、治療に要した費用等を支払うものとします。ただし、自由診療費用、差額ベッド代、医師の指示によらずに購入した治療用装具、書類作成費用（診断書等）等、通常健康保険の支給対象に含まれないものは除きます。

2 事故発生日より30日以内に事故報告がない場合には、前項による治療に要した費用等を支払いできない場合があります。

3 事故発生日より30日以内に事故報告が行われた場合でも、事故発生日から1年以内に所定の書類をスクールに提出しない場合は、第1項による治療に要した費用等を支払いできない場合があります。

（禁止行為）

第20条 スクールの利用に際し、次の各号の行為を禁止します。禁止行為をした方又はその疑いがある方は、何ら催告なしに直ちに利用を停止し、退場等の措置を行う場合があります。

(1) 飲酒、又は酒気帯び状態での利用

(2) 指定場所以外での喫煙

(3) テニスコート（コートサイドを除く）・ホテルラウンジ内での食事

(4) 所定の場所（テニスコート）以外での練習

(5) スクールのスタッフとの個人的な交際

(6) 施設内での許可のない撮影、ビラの配布、署名運動、政治、宗教、営利等の行為活動

(7) 他の会員又はスクールのスタッフに対して、叩く、殴る、強く押す、強く掴む、その他暴力的な行為

(8) 他の会員又はスクールのスタッフに対して、脅す、大声で怒鳴る、罵声を浴びせる等、相手に恐怖を与える言動

(9) 窃盗、盗撮、のぞき、痴漢、露出、その他法令又は公序良俗に反する行為

(10) 敷地内での火器（鉄砲類）、凶器類の持ち込み、使用

(11) 覚せい剤、麻薬、その他依存性薬物の持ち込み、使用、売買、又はそれらを助長する行為

(12) 他の会員やスクールのスタッフへの待ち伏せ、つきまとい等の行為、又はストーカー行為

(13) スクールのスタッフや任意の他者に対して、不快な感情を生じさせる行為・言動、又はその可能性がある行為・言動、混乱を誘発又は助長する行為・言動等の迷惑行為

(14) スクールの運営について、スクールからの回答を受け取った後も、同様の意見、要望等を繰り返し、スクールのスタッフに対し、長時間又は多数回に及ぶ面談、電話、連絡等を要求する行為

(15) 社会的通念を逸脱した運営・業務への圧力等により、他の会員、スクール及びスクールのスタッフの安全を脅かし、秩序を乱す、又はそのおそれがある行為

(16) その他前各号に準ずる行為又はその疑いがある行為

(会員資格の停止及び除名)

第21条 会員が会費、その他の債務を滞納し、当スクールからの支払い催告に応じない場合は、当該会員の会員資格を一定期間停止します。

2 会員が次の事由に該当するとスクールが認めた場合は、口頭又は書面による通知により、当該会員の会員資格をはく奪し、除名します。なお、既に受領した入会金、受講料等は返金しないものとします。

(1) スクールの名誉、信用を傷つけたとき

(2) 本規約及び諸規定に違反したとき

(3) 会費その他の債務を滞納し、当スクールからの支払い催告に応じないとき

(4) スクールに対し虚偽の申告をし又は重大な事実を隠匿したことが判明したとき

(5) スクール入会后、暴力団等の反社会的勢力に関与したとき

(6) 前条第(8)から(16)に該当する禁止行為をしたとき又はその疑いがあるとき

(7) その他、前各号に準ずる行為をしたとき又はその疑いがあるとき

3 前項により会員資格をはく奪され、除名を受けた場合は、その後、当事業所が運営する全ての施設に入会及び立ち入ることができないものとします。

(資格喪失)

第22条 会員は、次の場合にその資格を喪失します。

(1) 退会

(2) 死亡

(3) 除名

(4) 運営上重大な事由によりスクールを閉鎖したとき

(会員資格の譲渡)

第23条 会員資格は本人限りとし、譲渡、相続又はその他の包括的な承継はできないものとします。

(入会金、受講料及び利用料等の改定)

第24条 スクールは、別に定める入会金、受講料、利用料、キャンセル料等を改定することができます。ただし、入会金の改定は、新たに入会する会員から適用するものとします。

2 前項の改定を行う場合は、ホームページ等への掲示によって事前に会員へ告知するものとします。

3 入会キャンペーン等の日程、期間及び内容について、スクールは事前に会員へ告知する義務を負わないものとします。

(営業日及び営業時間)

第25条 営業日及び営業時間は、別に定めるものとします。

(休業)

第26条 スクールは、次の各号の事由により施設の全部又は一部を休業することがあります。また、一部を休業する際には運営形態を変更する場合があります。

- (1) 天災地変、各種感染症の流行、その他やむを得ない理由等により、スクールが営業を行うことが妥当でないと認めるとき
- (2) 警報・注意報の発令等により、スクールが営業を行うことが妥当でないと認めるとき
- (3) 法令の制定、改廃、行政指導、社会情勢の著しい変化、その他やむを得ない理由が発生したとき
- (4) 施設の点検、補修又は改修をするとき
- (5) 年末年始、春季、夏季、秋季の一定期間の休業、その他スクールの都合により休業するとき

2 前項(4)及び(5)に定める事由により休業する場合は、ホームページ等への掲示により事前に会員に告知するものとします。

3 第1項(1)から(3)に定める事由により休業する場合は、会員に事前告知することを要せず、かつ、原則として会員に対し受講料の返還を行わないものとします。

(盗難及び紛失)

第27条 会員のスクール来館時に起きた盗難及び紛失については、スクールに故意又は重大な過失がある場合を除き、スクールは一切の損害賠償の責を負わないものとします。

(会員の損害賠償責任)

第28条 会員がスクール利用に際し、会員の責に帰すべき事由によりスクール又は第三者に損害を与えた場合、速やかに賠償の責に任ずるものとし、会員の同伴者に関しても責に帰すべき事由がある場合には、連帯して同様の責に任ずるものとします。

(スクールの利用制限及び廃止)

第29条 スクールは、災害・社会情勢の著しい変化、スクールの都合により利用制限や一部又は全部を廃止することがあります。

2 スクールの利用制限や一部又は全部を廃止する場合は、3か月前までに会員に告知するものとします。ただし、等事業所が緊急を要すると判断した場合には、告知期間を短縮することができるものとします。

(本規約及びその他の諸規定の改定)

第30条 スクールは、本規約、細則、利用規定、その他スクールの運営・管理に関する事項を改定することができるものとし、その効力は全ての会員に適用されます。

【個人情報問い合わせ窓口】

〒048-1731

北海道虻田郡留寿都村字留寿都45番地36

Health Aid Rusutsu 石川 修子

TEL：090-5208-0694

受付時間：月曜～金曜（祝日、年末年始は除く）

午前10時00分～12時00分

午後1時00分～5時00分

2024年5月1日施行

以上